



SHOBUNKUMIAI

特別号
[Nov.2002]

処分組合ニュース

発行：東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

処分組合は総務局からの
助成金で運営されています
**処分組合
組織団体**

八王子市
立川市
武蔵野市

三鷹市
青梅市
府中市

昭島市
調布市
町田市

小金井市
小平市
日野市

東村山市
国分寺市
国立市

福生市
狛江市
東大和市

清瀬市
東久留米市
武蔵村山市

多摩市
稲城市
羽村市

西東京市
瑞穂町

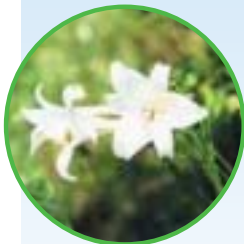
【事務局】〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館内 TEL: 042-385-5947 FAX: 042-384-8449

ホームページ <http://www.tokyo-shobunkumiai.com> メールアドレス sskumiai@tokyo-shobunkumiai.com 処分組合は、多摩地域25市1町380万人の可燃ごみ焼却灰や不燃物を埋立てている二ツ塚処分場を管理・運営している特別地方公共団体です。

「処分組合ニュース」は東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の広報紙です。
今回の特別号では、環境問題に取り組む処分組合の姿を紹介します。

埋立を終えた「谷戸沢処分場」には 豊かな自然環境が生まれています

埋立が終わった谷戸沢処分場では、引き続き処分組合が適正な維持管理を行ってきました。
その後5年足らずの間に、多様な動植物を育む豊かな自然環境が生まれています。



タカサゴコリ
周辺部の土手に自生しています

草原や水辺環境に集う 多様な動植物

谷戸沢処分場では埋立終了後、埋立区域の上部に厚さ1メートル程度の土をかぶせました。この結果、22ヘクタールもの広大な平原の多くが草原となり、また一方で清流復活用の貯水池などがつくられ水辺環境が生まれました。こうして元々森林だけだった処分場内の環境が、草原、水辺、そして以前からの森林と多様化したため、生息する昆虫類や鳥類の種も以前より豊富

になっています。確認されている昆虫類は1,294種、鳥類は107種と、ともに開場前に調査した時より増えています。また、埋立区域が見晴らしのよい草原になったため、ここを餌場とするオオタカやチョウゲンボウなどがよく見かけられるようになりました。

ゲンジボタル
幼虫はきれいな水を好むため、「環境の指標」とされています



清流復活事業によって 帰ってきたホタル

日の出町の天然記念物・トウキョウサンショウウオは、1997年に当時の環境庁が作成した「レッドリスト」でも、絶滅のおそれのある地域個体群として指定されています。処分組合では、谷戸沢処分場の建設と併せて、トウキョウサンショウウオの産卵池の設置や卵の移植などを行ってきました。この結果、産卵池では毎年一定数の産卵が確認されています。

また、谷戸沢処分場内に清流復活のために貯水池を設置し、秋季に貯めた沢水を冬季に毎日一定量、谷戸川へ放水しています。これによって谷戸川の水量が確保され、最近では親水公園(谷戸川の護岸工事の際につくられた公園)を中心に、ゲンジボタルの飛ぶ姿が多く見られるようになりました。



トウキョウサンショウウオ
埋立区域周辺の森林に生息しています

生態モニタリング調査を続けています

処分組合では、谷戸沢処分場の建設工事を開始した昭和57年(1982年)から現在にいたるまで、場内及び周辺の動植物に関する調査を行ってきました。これは、周辺の自然環境とその変化を把握し、処分場の適切な維持管理に役立てるために実施してきたものです。今年の2月には、18年間の調査結果をまとめた報告書を発表しましたが、これからも引き続き調査を行い、データを蓄積していく予定です。

今後もたくさん生き物たちが暮らし、そして住民の方々にも利用できる場となるように、この調査結果を活かしていきたいと考えています。



平成11年につくられた清流復活用貯水池



広大な草原となった埋立地

処分組合と反対するグループが合意・立ち会いのもとで行った **裁判所** の「第三者鑑定」において **最終処分場周辺の土壌中のダイオキシンは国が定めた環境基準を大きく下回りました。**

「最終処分場は周辺の環境にほんとうに悪影響を与えているのかどうか?」。かつて処分場の建設などに反対する方々と裁判で争う過程で、裁判所の判断により処分場周辺のダイオキシン類の測定を行う「土壌鑑定」が行われました。

「建設差止等請求訴訟」の経緯
 平成 7年2月 N氏ほか165名が、しゃ水シートの補修、ニツ塚処分場の建設差止めなどを求め、東京地裁八王子支部に訴訟を提起
 平成 7年5月 第一回口頭弁論 (平成9年4月までに11回の口頭弁論)
 平成 9年8月 裁判官が現地を見学 (この間、双方が証拠書類等を提出。今後の裁判の進行に関する協議が続けられる)
 平成 12年6月 土壌鑑定の実施
 平成 13年5月 原告側が「請求の趣旨の変更」を裁判所に請求 (現在まで、今後の裁判の進行に向けた協議が続けられる)

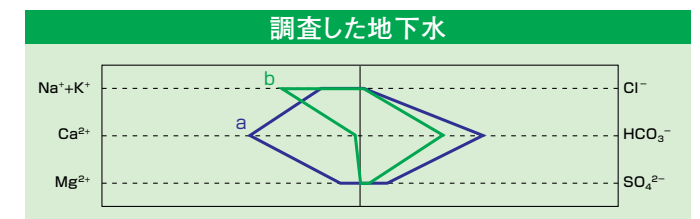
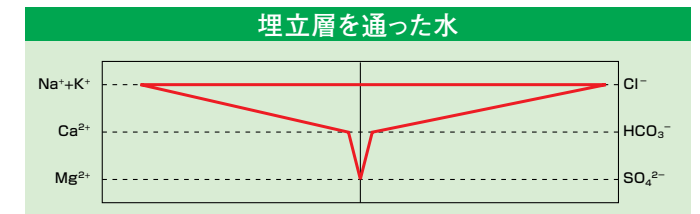
処分組合は法律で定められた調査以外にも安全性を確認するための環境調査を実施しています

処分組合は谷戸沢、ニツ塚のふたつの最終処分場、さらにはこれらの処分場周辺の水質、土壌、大気などについての調査を定期的に行っています。法令に基づく調査や地元との公害防止協定に基づく調査はもちろんのこと、モニタリング井戸でのダイオキシン類の調査や、谷戸沢処分場の生態モニタリング調査など、法令などで定められた内容以上の調査を実施し、処分場と周辺の環境を絶えず監視し続けています。調査にあたっては社会的に信用のある調査機関に依頼し、調査結果は専門家の方々に評価をお願いしています。また、このようなきめ細かい調査を実施するために処分組合が投入する費用は、年間3億円に及びます。

地下水にも処分場の影響は見られません

地下水は、その水脈が通っている地層が変われば、含まれるミネラルなどの物質やその量が異なってきます。そのため、代表的な数種類の物質(イオン)の濃度を調べることによって、その地下水の特徴を知ることができるのです。埋め立てられたごみの層を通過してきた水(浸出水原水)の代表的なイオンの濃度を水質ダイヤグラムと呼ばれる方法で図示すると、下図・上のような「壺」の形になります(このような図を「イオン・バランス」と呼びます)。平成13年の調査でニツ塚処分場の敷地内および周辺に掘った井戸から採取した地下水のイオン・バランスを調べたところ、下図・下のような「カメの甲」の形(a)や「矢羽根」の形(b)で示されることがわかりました。この結果からも、処分場周辺の地下水には浸出水からの影響が見られないことが結論づけられます。

水質を表すイオン・バランス



「ナノ」と「ピコ」——東京ドームに1ミリ立方の「ザラメ」

環境データの単位としてよく耳にするのが「ナノ」「ピコ」という言葉。これらは、どの程度の量を示す単位なのでしょうか。

たとえば1ナノグラム(1ng)というのは1グラムの10億分の1を表しています。さらに、1ピコグラム(1pg)は1グラムの1兆分の1、つまり1ナノグラムの1000分の1というわけです。

水質中に含まれるダイオキシン類を調査した結果は「pg(ピコグラム)/ℓ(リットル)」で表示されます。1pg/ℓは、およそ「東京ドーム一杯の水に、1辺が1ミリ(1mm)のザラメを溶かしたときの砂糖の濃度」となります。想像することができますか?

裁判所による鑑定でも明らかになった、最終処分場の安全性

ダイオキシン類は基準を大きくクリア

現在、処分組合では「最終処分場の建設・ごみの搬入」に反対する方々と裁判で争っています。7年前に始まったこの裁判で、このグループは独自に調査した環境データを証拠として提出しました。いっぽう処分組合では定期的に環境調査を実施していますから、保有するデータを証拠として提出したのですが、調査地点や調査方法など双方で異なる部分が多く、両者のデータには大きな隔りがありました。

そこで裁判所は、双方の立ち会いのもと第三者(民間の専門機関)による土壌中のダイオキシン類の鑑定を行う— という判断を示しました。

そしてこの土壌鑑定が平成12年6月に実施され、12の調査地点すべてで基準を大幅に下回る測定結果が得られました。この裁判所の判断による土壌鑑定の結果からも「最終処分場が周辺の環境に特段の影響を与えていない」ことが改めて確認されたのです。

反対するグループも、それまでの主張を変更

この鑑定後、それまで「処分場による環境汚染」を主張し主な争点としてきた反対するグループは、「汚染に対する危機感や不安が住民の生活権を侵害する」という主張をするようになりました。

ダイオキシン類 鑑定調査結果 平成12年6月

裁判所、処分組合、反対するグループが立ち会いのもとで行った第三者鑑定



東京都が実施したダイオキシン類の調査結果

ここで東京都が平成12年度に実施した「一般環境土壌中のダイオキシン類濃度調査結果」を見てみることにしましょう。下の表は調査が行われた62地点の中から西多摩地域11地点の結果を示したものです。調査が行われた62地点全体では、濃度範囲0.86~160pg-TEQ/g。平均値29pg-TEQ/gという結果でした。

調査地点	pg-TEQ/g	調査地点	pg-TEQ/g
福生市・地点A	68	瑞穂町・地点A	50
福生市・地点B	24	瑞穂町・地点B	15
羽村市・地点A	10	日の出町・地点A	25
あきる野市・地点A	34	檜原村・地点A	12
あきる野市・地点B	160	檜原村・地点B	5.3
		奥多摩町・地点A	5.1

円筒形のグラフは、調査地点とその地点で得られた測定数値を示します。円筒形の白色部分の高さは、さらに厳密な調査を行う必要があるとされている指標=250pg-TEQ/gで、赤色で示した各地点の数値は、この指標を大きく下回っています。また、国が定めた環境基準は、指標である250pg-TEQ/gの4倍=1,000pg-TEQ/gです。

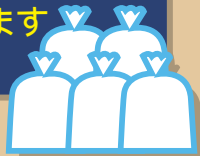
地域と地球を考える未来へ

脱・埋立へ!

エコセメント事業を推進します

これまでは"埋め立てざるを得なかった"ごみの焼却灰を主な原料として活用し、土木建築資材として広い用途に利用できるエコセメントをつくります。エコセメント事業は、二ツ塚処分場の使用期間を延ばし、多摩地域のリサイクルをさらに進める着実な一歩です。

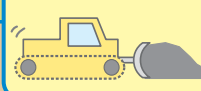
多摩地域25市1町では、**市民生活の中から毎日大量のごみが発生します**



ごみは各自治体が収集。可燃ごみは中間処理施設で焼却され、焼却灰は「二ツ塚処分場」へ

今までどおりなら...

埋立処分を続けざるを得ないので...



「二ツ塚処分場」はあと12年で満杯。新たな処分場建設は困難



エコセメント事業を実施すると

「エコセメント事業」によって焼却灰全量をセメントにリサイクル。埋立処分する廃棄物を大幅に減らします

普通セメントと同じ用途に使用できます。

エコセメントとは?

ごみ焼却施設から発生する焼却灰を主な原料としてつくられる新しいセメントです。通商産業省(現在の経済産業省)によって、「エコロジー」の"エコ"とセメントを合わせて「エコセメント」と名付けられました。今年の7月にはJIS(日本工業規格)にも定められています。

二ツ塚処分場内にエコセメント化施設を建設

処分組合では、二ツ塚処分場の敷地内に平成17年度末までにエコセメント化施設を建設する予定です。この施設が稼働すれば、今まで埋め立てていた焼却灰(埋立量の約6割を占めています)の全量がリサイクルされることになります。これによって、二ツ塚処分場の使用期間は、当初予定していた16年間から30年間以上にまで延ばすことが可能です。

30年間以上有効活用できるんだ



1 多摩地域のリサイクルをさらに進めます

今まで埋め立てていた焼却灰をセメントとして再利用。リサイクル先進地域・多摩のリサイクルをさらに進めます。

2 二ツ塚処分場を長く有効に活用します

事業の実施によって埋立処分は不燃ごみだけになり、二ツ塚処分場の使用期間を大幅に延ばすことが可能です。

3 安全な埋立対策をさらに進めます

現在、埋め立てざるを得ない焼却灰をリサイクルすることによって、より安全な埋立を進めています。



計画区域

二ツ塚廃棄物広域処分場

一層のごみ減量リサイクル推進

循環型社会へ

高い安全性、幅広い用途

エコセメントの製造工程では、1,350 以上の高温で原料を焼成することにより、ダイオキシン類を分解し、さらに排ガスを急冷して再合成を防ぎます。この結果、焼却灰中のダイオキシン類のほとんどが消失します。さらに、重金属についても排ガス中から捕集し、再利用を図ります。

また、エコセメントは普通セメントと同等の品質で、土木・建築工事や各種コンクリート製品など、幅広く利用することが可能です。つまり、エコセメントは安全であるばかりか、製品化された後の用途も広いという、優れたマテリアル・リサイクル(資源の有効活用)なのです。

最終処分場に関することは 直接お問い合わせください

処分組合はこの「処分組合ニュース」などを通じて、多摩地域の皆様に処分場の状況や組合の事業についてお知らせし、皆様にはご理解・ご協力をいただいているところです。しかし、処分組合が裁判で争っていることからおわかりのように、処分場の建設やごみの搬入に反対の立場をとる一部のグループもあります。

もし、最終処分場に関して、ご不明な点などがありましたら、処分組合まで直接お問い合わせください。また、ホームページでも様々なデータや情報をお伝えしていますのでご覧いただければと思います。処分組合としては、皆様に事実関係を正しくとらえていただき、処分場とごみ行政のあり方をご判断いただきたいと考えています。

ホームページをご覧ください

<http://www.tokyo-shobunkumiai.com>

処分組合では、処分場の敷地内や周辺の土壌、水質などの調査結果をホームページで公表しています。クイズに挑戦しながら「ごみの処理」について知ることができるコーナーも好評です。ぜひアクセスしてみてください。

問い合わせ先

TEL:042 385 5947 FAX:042 384 8449

処分組合ニュースの内容やごみ処理に関するお考えなど、みなさまのご意見を、お手紙、FAX、電子メールでお聞かせください。

〒183 0052
東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館内
東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合「処分組合ニュース係」
[メールアドレス] sskumiai@tokyo-shobunkumiai.com

